

# 令和3年第4回さつま町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和3年4月21日(水) 午前9時30分～

2 開催場所 さつま町役場本庁別館3階大会議室

3 出席農業委員 (10名)

1番	豊増	文夫	2番	坂元	兼一
3番	山内	美千代	4番	前野	浩司
5番	田畑	和成	6番	赤崎	敬一郎
7番	小西	義彦	8番	南原	奈美子
9番	吉留	義晃	10番	池山	準一

出席推進委員 (21名)

11番	下市	博彰	12番	甫立	浩二			
14番	山崎	博文				16番	轆轤	直樹
17番	内村	正二	18番	三腰	修一	19番	竹井	好博
						22番	徳留	伸一
23番	東條	好廣	24番	満園	和徳	25番	栗野	一三
26番	堀之内	睦	27番	上屋敷	守	28番	大迫	勝哉
29番	竹之内	重則	30番	山口	治幸	31番	下境田	公治
32番	楠元	伸一	33番	肝付	兼久	34番	坂元	智一
35番	小坂	和良						

職員 (5名)

事務局長	出水	隆
局長補佐兼農地係長	松山	明浩
農地係主幹	山下	順子
農地係主事	上西	雅人
農地中間管理事業推進員	外川内	勉

4 欠席農業委員 (一名)

5 会次第

- (1) 議案第1号 農地法第3条許可(農委)申請について (8件)
- (2) 議案第2号 農地法第5条申請について (2件)
- (3) 議案第3号 農用地利用集積計画について (109件)
- (4) その他

6 その他

事務局長 　　ただ今から令和3年第4回総会を開会いたします。  
会長のあいさつをお願いします。

会長 　　　　（あいさつ）

事務局長 　　ありがとうございました。本日の出席人員の報告をさせていただきます。  
出席人員につきましては、10名の出席で定足数に達しておりますので、  
総会は成立しております。また、推進委員25名中21名の出席をいただ  
いています。以上で出席人員の報告を終わります。  
それでは、審議をお願いいたします。会長に議長をお願いします。

議長(会長) 　　それでは審議を開始いたします。本日の議事録署名委員を指名します。  
3番 山内 美千代委員、4番 前野 浩司委員をお願いいたします。  
  
次に事務局より会務報告をお願いいたします。

事務局長 　　「会務報告の朗読及び説明」

議長 　　　　ただ今の会務報告について、何かご意見ご質問はありませんか。  
  
（なしの声あり）

議長 　　　　意見が無いようですので、会務報告を終わります。  
次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」を議題といたしま  
す。  
まず、本日、出席されています農業委員に関わる案件がありますので、  
1ページ、4-1番を審議いたします。  
■■■■委員の退室をお願いします。{■■■■委員退室}  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
（■■■■） 　　「議案第1号 農地法第3条許可申請について」朗読及び説明

議長 　　　　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果  
並びに補足説明をお願いします。  
4-1番をお願いします。

事務局  
代理報告 　　4-1番について説明いたします。  
現地調査について、■■■■推進員に依頼してありましたが、本日欠席のため  
変わりました、事務局で説明します。  
申請地については、以前から請け人の■■■■さんが耕作されており、今回  
相続登記が完了したとのことで今回の申請となったようです。境界は、は  
っきりしており、進入路も問題ありませんとのことでした。

議長 　　　　ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問等はない  
でしょうか。よろしいですか。  
  
（なしの声あり）

議長 それでは採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の4-1番は、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の4-1番は、許可することに決定します。

■■■■委員の入室をお願いします。{■■■■委員入室}

議長 次に、議案第1号「農地法第3条許可申請について」1ページ、4-2番、3番、4番、5番、2ページ4-6番、7番、8番を議題といたします。事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (■■■■) 議案第1号「農地法第3条許可申請について」説明  
(1ページ4-2番から、2ページ4-8番について説明)

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から現地調査の結果並びに補足説明をお願いします。

4-2番、4-3番、4-4番をお願いします。

25番委員 4-2番について説明いたします。

渡し人の■■■■さんと■■■■さんは親子関係でありまして、親子間の贈与あります。現地は基盤整備がなされたところで、境界進入路ははっきりしています。問題はないと思われま。

続いて、4-3について説明します。

渡し人の■■■■さんは、伊集院町となっておりますが、■■■■さんのお父さんは神子の人で■■■■さんという方です。■■■■さんとは、知人で■■■■さんから田んぼを買ってくれと話があり購入されたようです。この話は相当以前の話なので、名義変更の途中で■■■■さんが亡くなり、今回相続が完了し申請となったようです。現地は、境界、進入路ともはっきりして何ら問題はないと思われま。

続いて、4-4。場所は、神子と湯田の境のところ。

現地は、昔から進入路のない畑であって人の畑を歩いていくところだったようです。そこに太陽光発電設備ができて、入っていくことができなくなり、この畑の隣を耕作していた、■■■■さんに作ってもらうことにしたということでした。渡し人の■■■■さんは、年を取ってきて、また後継者もなく、■■■■さんに贈与するということでした。現地は、■■■■さんの家から平■■■■さんが耕作されている畑を歩いて行くようになっています。境界は、はっきりして問題はないと思われま。

議長 4-5番をお願いします

24番委員 4-5番について説明いたします。

湯田原の下原というところで、■■■■さんがいま枕崎の方に住まれていて、もともと出身が鶴田ということで、土地があったとのこと。■■■■さんの実家の横の土地であって、今ここ数年菜園として管理をされていたそうです。それを■■■■さんの方が枕崎から見に来ることもないだろうとのこと



で、今回買ってくれないかということで■■■さんの方に打診があり、売買が決まったようであります。圃場については、■■■さん実家の横にあり何の問題もなく、進入路、境界、排水路とも問題ありませんでした。

議長

4-6番, 4-7番お願いします。

29番委員

4-6, 4-7について説明いたします。

4-6については、■■■さんと■■■さんは義理の兄弟です。

■■■さんの奥さんと■■■さんは兄妹。前々から■■■さん自体は前々から田畑の耕作を手伝わっていました。今回定年を期に「本式で農業に取り組もうか」ということで、■■■さんの畑を5年ほど貸してくれとなったようです。

4-7についても同じように、■■■さんと■■■さんは義理の親子になります。■■■さんの畑ですが、小さい筆なのですがほぼ1枚になっていました。そこを使って新しく農業を始めようされているようです。何を作るのですかと尋ねたのですが、何を作るかは検討中とのことでした。おそらく小さな野菜から始められるのではないかと思います。

進入路、境界、排水路とも問題ありませんでした。

議長

4-8番お願いします。

16番委員

4-8について説明しますが、現地は五日町から山崎方面の町道沿いにありまして、渡し人は現在山崎にお住まいですが、ご主人が5年ほど前に亡くなり、家は空き家となっています。請け人は、船木在住の近所の昔からの知り合いの方で今回申請があったものであります。

申請地の坪井1747番については、進入路境界ともはっきりしていません。現在は、耕作されていませんが、請け人が耕作していた畑であります。また、鷹ノ巣1840番1については、現在も田んぼで耕作されているところでもあります。進入路境界排水路等も問題ないところでもあります。鷹ノ巣1840番2については、地目は畑となっていますが、現状は山林化となって、竹が生えてきている状態であります。特に問題はないと思います。

議長

ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見、ご質問等はありませんか。

よろしいでしょうか。

(なしの声あり)

議長

それでは採決いたします。議案第1号「農地法第3条許可申請について」の4-2番, 3番, 4番, 5番, 6番, 7番, 8番は、決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長

全員賛成ですので、議案第1号「農地法第3条許可申請について」の、4-2番, 3番, 4番, 5番, 6番, 7番, 8番は、許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の3ページ4-1番を議題といたします。  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局 ( ) 議案第2号「農地法第5条許可申請について」朗読及び説明

議長 ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。  
4-1番をお願いします。

12番委員 4-1について説明いたします。  
64ページの図を参考にしてください。申請地については、凹凸があるように思えますが、地籍調査の成果であるとのこと。なお、申請地は下川口公民館に接しています。境界は、ブロックと水路で区切られていました。周囲の農地山林は、渡し人が所有していることから、境界に関する問題はないように思われます。また、太陽光パネルを設置する部分については、フェンスで囲まれるとのことでしたが、施工にあたっては下川口公民会長にも説明の依頼をしたところあります。

議長 次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局 ( ) 農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書（案）説明

議長 ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして、ご意見・ご質問はありませんか。よろしいですか。  
  
(なしの声あり)

議長 それでは採決いたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の4-1番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。  
  
(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の4-1番については、許可することに決定いたしました。


議長 次に、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の4-2番を議題といたします。  
  
事務局の議案説明をお願いします。

事務局 ( ) 議案第2号「農地法第5条許可申請について」朗読及び説明

議長 　　ただ今の議案説明に関連しまして、担当推進委員の方から補足説明をお願いいたします。  
4－2番お願いします。


11番委員 　　4－2番について説明します。  
申請地は、町営ウッドタウンのそばでございまして、境界はブロック積みされて、進入路雨水の排水路については何ら問題ございませんでした。

議長 　　次に、農地法に基づく農地転用申請に対する意見書案について事務局から説明をお願いします。

事務局  
（) 　　農地転用許可申請等に対する農業委員会の意見書（案）説明

議長 　　ただ今の議案説明及び補足説明に関しまして；ご意見・ご質問はありませんか。よろしいですか。

6番委員 　　ちょっと聞きたいのですが、先般の現地調査の時にも聞いたのですが、今この588㎡のうち半分ほど購入して造るわけですが、残りのところは、畑として管理されるのか、今まではどうだったのかと思ったものですから、また今回はこれだけ購入されて、あと残りはだれが管理をされるのか、お聞きしたいです。

事務局  
（) 　　現地のところは、そこまで草などが生い茂ってはいない時期的なものもあるかと思いますが、管理はたぶん不動産の白石商事さんが見ていらっしゃるのではないかと思われます。確かにこの588㎡の全体ではなくて、半分ほどを分筆して今回申請ということであります。残りの畑につきましては、所有者が不動産会社に任せていらっしゃると思われます。ただ、現地調査でわかったことなのですが、今家を造られるところは進入口がありますが、分筆して反対側は進入口がありませんでした。そういったところが、現地調査の時点で問題になりまして、今後どうされるのですかと問いかけ調査を終わりました。後日、申請者から連絡がありました。現地の横に蓋なしの側溝と町道があるのですが、今後町道の拡幅、改良計画がある予定だそうです。用地買収で拡幅するのではなく、側溝に落蓋式の蓋をすることにより道路を広げるという計画のようです。これに合わせて切土をして進入路を造りますということで申出がありました。

議長 　　いまの説明でよろしいですか。  
他にございませんか。  
  
（なしの声あり）

議長 　　よろしいですか。  
それでは採決いたします。議案第2号「農地法第5条許可申請について」の4－2番について許可することに賛成の方は挙手をお願いします。  
  
（全員挙手）



議長 全員賛成ですので、議案第2号「農地法第5条許可申請について」の4-2番については、許可することに決定します。

議長 次に、議案第3号「農用地利用集積計画について」の「所有権移転の設定について」を議題といたします。

6ページ、4-1番、2番、7ページ4-3番、4番を審議いたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局 ( )  
議案第3号「農用地利用集積計画について」朗読説明

議長 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

議長 よろしいですか。それでは、採決いたします。

議案第3号「農用地利用集積計画についての所有権移転の設定4-1番、2番、3番、4番について」は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積計画についての所有権移転の設定4-1番、2番、3番、4番について」は、妥当とすることに決定いたします。

議長 次に、議案第3号「農用地利用集積計画について」の「貸借権設定について」を議題といたします。

はじめに、私に関わる案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、議事参与の制限のため、退席し、議事進行を吉留義晃会長代理にお願いします。

{ ( ) 退席 }

議長代理 それでは、会長を代理しまして、私が議事進行を行います。

議案第3号「農用地利用集積計画について」の「貸借権設定について」を議題とし、40ページ、4-60番を審議いたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局 ( )  
議案第3号「農用地利用集積計画について」の「貸借権設定について」説明

(40ページ、4-60番について説明)

議長代理 ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

議長代理 よろしいですか、それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積計画の貸借権設定，4—60番について」は，妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長代理 全員賛成ですので，議案第3号「農用地利用集積計画の貸借権設定，4—60番について」は，妥当とすることに決定いたします。

■■■■の入室をお願いします。{■■■■入室}

議長代理 それでは，議長を交代いたします。ありがとうございました。

議長 議長を交代しました。  
続きまして，議案第3号「農用地利用集積計画について」の「貸借権設定について」を議題といたします。

議長 本日，出席されています推進委員に関わる案件が2件ありますので，その案件を審議いたします。

12ページ，4—7番，8番，13ページ9番を審議いたします。  
■■■■推進委員の退室をお願いします。{■■■■推進委員退室}

事務局の議案説明をお願いします。

事務局 (■■■■) 議案第3号「農用地利用集積計画の貸借権の設定についての12ページ，4—7番，8番，13ページ9番について朗読及び説明」

ただ今の議案説明について，ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

議長 よろしいですか、それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積計画の貸借権設定，4—7番，8番，9番について」は，妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので，議案第3号「農用地利用集積計画の貸借権設定，4—7番，8番，9番について」は，妥当とすることに決定いたします。

■■■■推進委員の入室をお願いします。{■■■■推進委員入室}

議長 次に，31ページ，4—43番，44番を審議いたします。  
■■■■推進委員の退室をお願いします。{■■■■推進委員退室}

事務局の議案説明をお願いします。



事務局  
議案第3号「農用地利用集積計画の貸借権の設定についての31ページ、4-43番、44番について朗読及び説明」

議長  
ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

議長  
よろしいですか、それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積計画の貸借権設定、4-43番、44番について」は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長  
全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積計画の貸借権設定、4-43番、44番について」は、妥当とすることに決定いたします。

推進委員の入室をお願いします。{推進委員入室}

議長  
次に、議案第3号「農用地利用集積計画について」の「貸借権設定について」を議題といたします。

9ページ4-1番から11ページ6番、13ページ10番から30ページ42番、32ページ45番から39ページ59番、40ページ61番から63ページ105番を審議いたします。

事務局の議案説明をお願いします。

事務局  
議案第3号「農用地利用集積計画の9ページ4-1番から11ページ6番、13ページ10番から30ページ42番、32ページ45番から39ページ59番、40ページ61番から63ページ105番について朗読及び説明」

議長  
ただ今の議案説明について、ご意見・ご質問はありませんか。

(なしの声あり)

議長  
よろしいですか、それでは採決いたします。議案第3号「農用地利用集積計画の貸借権設定、4-1番から6番、10番から42番、45番から59番、61番から105番について」は、妥当とすることに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長  
全員賛成ですので、議案第3号「農用地利用集積計画の貸借権設定、4-1番から6番、10番から42番、45番から59番、61番から105番について」は、妥当とすることに決定いたします。

議長  
次に、「その他」を議題といたします。委員の皆様より議案はありませんか。

(なしの声あり)

議長 事務局は何かありますか。

議長 無いようでありますので、以上を持ちまして、議事を終了いたします。

次に、6のその他で、事務局より事務連絡はありませんか？

(事務局より連絡事項あり)

事務局

- ・事務局職員名簿の変更
- ・農村プロデューサー養成講座の案内
- ・総会日程について(事務局長連絡先の変更)
- ・変更登記の確認(近隣市町の状況)
- ・工事等による農地の一時転用について

議長 ただ今の、事務局からの説明についてご意見・ご質問はございませんか。それでは、以上をもちまして、令和3年第4回総会の全てを終了いたします。ご協力、ありがとうございました。

議長 それでは、以上で総会を終了いたします。全員ご起立ください。一同礼お疲れ様でした。

以上、会議の顛末を記載し、相違のないことを署名する。

会 長

委 員

委 員